

特記仕様書

(適用範囲)

本仕様書は、吉田橋橋りょう補修予備設計業務委託（以下「本業務」という。）に適用する。

橋 長 $L = 23.0\text{ m}$

検討延長 $L = 11.5\text{ m}$ （左岸側のみ）

本業務は、吉田橋左岸側橋台と、左岸側桁の修繕（もしくは掛替）工法の検討を行うものである。右岸側橋台、橋脚、右岸側桁については、現状のまま使用することを想定しており、検討を要しない。

基礎地盤については、近隣で行っているボーリング結果（発注者よりデータを提供）を参考に検討する。

(関係機関協議)

本業務においては、打合せ等において関係機関打合せ協議を1機関計上しており、河川管理者を見込んでいる。

(履行場所)

本業務の履行場所は、次のとおりとする。

吉田橋（高松市十川西町外2町地内）

(仕様書の適用)

本業務は、本仕様書のほか、次の技術基準書に従い履行するものとする。

土木工事共通仕様書（香川県土木部）

測量業務共通仕様書（香川県土木部）

設計業務等共通仕様書（香川県土木部）

道路構造令の解説と運用（日本道路協会）

道路土工各指針（日本道路協会）

コンクリート標準示方書（土木学会）

道路橋示方書・同解説（日本道路協会）

コンクリート道路橋設計便覧、施工便覧（日本道路協会）

鋼道路橋設計便覧、施工便覧（日本道路協会）

杭基礎設計便覧、施工便覧（日本道路協会）

道路橋床版防水便覧（日本道路協会）

道路橋伸縮装置便覧（日本道路協会）

道路橋支承便覧（日本道路協会）

防護柵設置要綱（日本道路協会）

解説・河川管理施設等構造令（日本河川協会）

橋梁補修・補強マニュアル（香川県土木部道路課）

その他関係技術基準

（法令等の遵守）

受注者は、業務の実施に当たり、関連する法令を遵守し、常にコンサルタントとしての中立性を保持しなければならない。

（業務工程の管理）

受注者は、本業務契約後、速やかに詳細な作業計画書を提出しなければならない。

業務履行中、作業工程に変更が生じた場合、調査職員に報告し、承認を得た上で、変更作業計画書を提出すること。

（業務の範囲）

本業務には、関係機関との協議及び調査職員が指示する検討書等の作成を含むものとする。

（業務の完了）

本業務は、全ての提出書類を納入し、本市検収員の検収合格をもって完了とする。

（提出書類）

報告書	A4 判	1 部（報告書等には A3 判を折り込んでも良い）
設計図原図	CD	SFC、jww 形式 一式
その他必要書類	A4 判	

（不当要求行為の排除対策）

受注者は、「高松市発注の建設工事等の契約に係る暴力団等排除措置要綱」に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 1）暴力団等（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団関係者（暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員以外のもので、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同法第 2 条第 1 号に規定する暴力的不当行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下「暴力団等」という。）から不当要求行為（不当又は違法な要求その他この契約の適正な履行を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。以下「不当要求行為」という。）を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに市に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。
- 2）暴力団等から不当要求行為による被害を受けた場合は、速やかに市に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。
- 3）受注者の下請業者が暴力団等から不当要求行為を受け、又は不当要求行為による被害を受けた場

合は、受注者に報告するように下請業者を指導すること。また、下請業者から報告を受けた時は、発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届出すること。

（業務の変更）

受注者は、設計図書の内容を変更する必要がある場合には、調査職員の指示に基づき実施するものとし、調査職員の指示があったときには、変更に関する資料、数量計算書等を作成し、速やかに提出しなければならない。

（適正な労働条件の確保）

労働関係法規を遵守及び適正な労働条件の確保に関しては次によること。なお、5）以外は法定事項である。

- 1） 所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の施工や業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週40時間（特別措置の適用を受ける事業にあつては、週44時間）を遵守すること。また、時間外、休日及び深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。
- 2） 雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働の8割以上出勤した労働者に対して、最低10日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイマー労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。
- 3） 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。
- 4） 賃金は毎月1回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払いの遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。
- 5） 本業務の設計は、国土交通省の設計業務委託等技術者単価等に基づき積算しているので、この点に十分留意し、労働者の適切な賃金の支払いについても配慮すること。また、下請契約等を締結する場合は、下請等労働者に対しても適切な賃金が支払われるよう元請業者として配慮すること。
- 6） 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。
- 7） 1）から6）までに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。

（内部公益通報制度）

売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し専ら当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思料するときは、市の内部公益通報制度により通報することができます（同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにする必要があります。）⇒メールアドレス：
naibu.tuho.shinsakai@nifty.com 書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会）。

※ 市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条

例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、契約監理課ホームページに掲載しています。

（実績情報の登録）

受注者は、契約金額が 100 万円以上の全ての業務について、測量調査設計業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として、「登録のための確認のお願い」を作成し、調査職員の確認を受けた上、（一財）日本建設情報総合センターに 10 日以内（土・日・祝日を除く）に登録しなければならない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかにその写しを調査職員に提出しなければならない。